第57回サービス統計・企業統計部会議事録

- 1 日時 平成27年7月2日(木)10:00~12:00
- 2 場所 総務省第2庁舎6階特別会議室
- 3 出席者

(部 会 長) 廣松 毅

(委員) 北村 行伸、西郷 浩

(専門委員) 岩下真理、渡辺努

(審議協力者) 厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、 東京都、埼玉県

(調査実施者) 総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室:上田室長ほか

(事務局) 内閣府統計委員会担当室:清水政策企画調査官 総務省政策統括官付統計審査官室:澤村統計審査官、内山国際統 計企画官ほか

- 4 議題 小売物価統計調査の変更について
- 5 概要
- ○廣松部会長 定刻になりましたので、ただ今から第 57 回サービス統計・企業統計部会を 開催いたします。

私は、本部会の部会長を務めます廣松と申します。よろしくお願い申し上げます。

今回の部会は、去る6月25日の第88回統計委員会において、総務大臣から諮問されました「小売物価統計調査の変更について」の審議を行います。

今回の部会で審議をお願いいたします委員及び専門委員の一覧については、配布資料の 参考1としてお配りしております。

それでは、本日は初回の部会ですので、委員、専門委員、そして審議協力者として参加いただく各府省、地方公共団体の順で、簡単に御挨拶をお願いいたします。

本日の出席者の方々の一覧は、お手元の資料の3枚目に一覧表がございます。その順番 でお願いいたします。

では、北村委員からお願いいたします。

- ○北村委員 一橋大学の北村でございます。よろしくお願いします。
- ○西郷委員 早稲田大学の西郷と申します。よろしくお願いいたします。
- 〇岩下専門委員 SMBC フレンド証券の岩下と申します。よろしくお願いします。
- ○廣松部会長 渡辺専門委員は少し遅れていらっしゃるようですが、お見えになった段階 で御挨拶をいただきたいと思います。

それでは、審議協力者の方からよろしくお願いします。

○野地厚生労働省大臣官房統計情報部賃金福祉統計室長 厚生労働省の野地でございます。

よろしくお願いいたします。

- ○齋藤農林水産省大臣官房統計部統計企画管理官補佐(統計調整班担当) 農林水産省の 齋藤です。よろしくお願いします。
- ○荒川経済産業省大臣官房調査統計グループ統計企画室長 経済産業省の荒川です。よろ しくお願いいたします。
- ○平野国土交通省総合政策局情報政策課長補佐 国土交通省の平野と申します。よろしく お願いいたします。
- ○肥後日本銀行調査統計局参事役 日本銀行の肥後と申します。よろしくお願いいたします。
- ○市川埼玉県総務部統計課長 埼玉県の市川と申します。よろしくお願いいたします。
- ○川村東京都総務局統計部社会統計課長 東京都の川村と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
- ○廣松部会長 続いて、事務局及び調査実施者から御挨拶をお願いします。 まず、内閣府統計委員会担当室からお願いいたします。
- ○清水内閣府大臣官房統計委員会担当室政策企画調査官 内閣府統計委員会担当室の清水 でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- ○廣松部会長 続いて、総務省政策統括官室からお願いいたします。
- ○澤村総務省政策統括官(統計基準担当)付統計審査官 経済統計担当の審査官を務めて おります澤村でございます。よろしくお願いいたします。
- 〇内山総務省政策統括官(統計基準担当)付国際統計企画官 同じく総務省の内山でございます。よろしくお願いいたします。
- 〇川原総務省政策統括官(統計基準担当)付副統計審査官 同じく総務省の川原と申します。よろしくお願いいたします。
- ○廣松部会長 続いて、調査実施者である総務省統計局から御挨拶をお願いいたします。
- ○上田総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室長 総務省統計局の上田です。よろ しくお願いいたします。
- ○河野総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室課長補佐 総務省統計局の河野と申 します。どうぞよろしくお願いいたします。
- 〇梅田総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室係長 総務省統計局の梅田と申しま す。よろしくお願いします。
- ○廣松部会長 どうぞ、皆様方よろしく御協力をお願いいたします。

次に、事前に2点、お断りをしておきたいと思います。

まず、本日の部会は12時までを予定しておりますが、予定時間を若干過ぎる場合もあるかと存じます。その場合には、既に御予定のある委員におかれましては、御退席いただいても結構でございます。

もう一点ですが、本日の資料の中には、事務局が小売物価統計調査の変更等について事

前審査した結果が資料2の審査メモとして配布されています。本部会では、この審査メモ に沿って審議を行いたいと考えておりますので、御承知いただければと思います。

それでは、本日の配布資料及び今後の審議のスケジュールなどについて、事務局から説明をお願いします。

○川原総務省政策統括官(統計基準担当)付副統計審査官 初めに、本日の配布資料と致しまして、議事次第にございますとおり、資料1が統計委員会諮問資料、資料2が審査メモ、資料3が総務省の説明資料、この3つを準備しております。また、参考資料として、参考1が部会の所属委員及び専門委員の名簿、参考2が部会の開催日程をお配りしておりますので、御確認をお願いいたします。

また、参考資料といたしまして、委員、専門委員、審議協力者の席には、席上配布資料を配布しております。本資料につきましては、大変恐縮ではございますが、会議終了後に回収を致しますので、お帰りの際はお席にそのまま置いておいていただくよう、よろしくお願いいたします。

全体の審議スケジュールにつきましては、参考2を御覧いただければと思います。本日を含めまして、4回の部会審議を予定しております。

第1回の本日の部会におきましては、事務局による諮問の概要の説明と調査実施者による補足説明の後、審査メモに即した個別審議を行うこととしております。

2回目、7月16日以降の部会におきましては、前回部会において宿題等があれば、それ への回答の後、審査メモに即した審議を行うこととしております。

3回目、8月13日の部会でおおむね審議を終えまして、4回目、9月3日の部会では、 答申(案)の取りまとめを予定しております。

4回の部会審議を経た上で、9月に開催予定の統計委員会に答申(案)をお諮りし、答申をいただきたいと考えております。

また、答申に至るまでに、7月23日及び8月27日に統計委員会が予定されておりますので、部会長から部会審議の中間報告をしていただくこととしております。

その際、指摘事項などがあれば、その後の部会で審議事項に加えることとしたいと考えております。

なお、部会における各事項の審議の進め方としましては、まず事務局から審査メモに沿って内容の説明を致しまして、その後、調査実施者から論点に対する回答をしていただきます。それを受けて、皆様に御審議いただきたいと考えております。

事務局からは以上です。

○廣松部会長 ありがとうございました。

今、渡辺専門委員がお着きですので、一言御挨拶をいただければと思います。

- ○渡辺専門委員 遅くなりまして大変失礼しました。東大の渡辺です。どうぞよろしくお願いいたします。
- ○廣松部会長 よろしくお願いいたします。

それでは、審議に入りたいと思います。

まず、全体的な説明として、統計委員会への諮問の概要を事務局の内山企画官から説明をお願いいたします。

〇内山総務省政策統括官(統計基準担当)付国際統計企画官 承りました。それでは、諮問の概要について御説明いたします。資料1の参考を御覧いただければと思います。1ページになりますけれども、小売物価統計調査そのものにつきましては、既に御存じのところかと思いますが、初回の部会ということですので、調査の概要につきましても簡単に御説明する時間を頂戴したく存じます。

調査の目的と致しましては、文字どおり、国民の消費生活上、重要な支出対象となる商品の小売価格などを調査するものであり、その結果として消費者物価指数を作成するほか、物価に関する基礎資料を得るというのが目的です。

調査の概要につきましては、近年の大きな動きといたしましては「調査の沿革」の2行目にもありますとおり、平成25年から調査の体系が変更されています。平成25年に、毎月行われてきた小売物価統計調査と5年周期で実施されていた全国物価統計調査が統合されました。それにより、小売物価統計調査という名称は残ったのですけれども、それまでの毎月調査は動向編、旧全国物価統計調査は構造編ということで再編がなされました。

動向編につきましては、平成 27 年 1 月現在、資料にありますとおり、167 市町村、約 550 品目を調査対象としています。この約 550 品目が調査計画上明記されているものなのですが、実際に調査をする時には、もっと商品を特定しないといけないということになります。

それが銘柄ということですが、銘柄の数が品目数より多くなっているのは、1品目で複数の銘柄を調査しているものがあるということです。例えば、薬のうち感冒薬、いわば風邪薬ですけれども、そういったものについては、総合風邪薬と解熱鎮痛剤といった形で複数銘柄とられているといった具合です。

調査の範囲としては、事業所と世帯になりますが、世帯は家賃の関係で調査対象になっています。

調査事項としては、通常価格を調べる調査になっています。

調査組織は、資料のとおり3パターンありますけれども、この調査の特徴は、調査員調査については、携帯端末に入力して局に送信するということで、基本的に紙ベースでは行っていないというところにあろうかと思います。

集計事項としては、御案内のとおり、個々の調査品目の価格はもとより、消費者物価指数が作成されています。

以上が動向編に関してです。

続きまして、2ページの構造編についてですが、平成25年の再編によりまして「調査の沿革」の①、②、③とありますとおり、地域別、店舗形態別、銘柄別という3調査で構成されるものになっています。

以前の全国物価統計調査が5年周期の調査だったわけですけれども、構造編としては、

調査周期は隔月で行われていて、公表は毎年行われています。

また、調査範囲については「調査範囲」のところで括弧書きで記載しておりますが、動 向編が当たっていない事業所を対象に調べています。また「調査事項」の欄にありますと おり、動向編と同様に通常の価格を調べるという調査です。

以上が小売物価統計調査の概要です。

このように把握・集計された結果の利用ということなのですが、それが3ページ目の「利活用状況」になります。

御覧のとおり、これも一例なのですけれども、さまざまな形で利用されています。

幾つかパーツが分かれていますが、「各種法令に基づく利用」というのは、法令上、直接 明定されているものを挙げているのですが、この調査の場合には、集計事項の一部である 消費者物価指数という文言が規定上載っているというものです。

また、それ以外の「行政施策上の利用」につきましても、専ら消費者物価指数が使われています。

実価格を利用したものとしては「国際比較のための利用」というところにあります、国際比較プログラムにおける価格データの提供といったものが挙げられるかと思います。

以上が利用状況です。

続きまして、今回部会で審議していただく事項について御説明いたします。

4ページですが、そこに目次を掲げておりますけれども、大きく2つに分かれます。1つは、今回の申請における変更点。これが今回の諮問のメインとなります。内容としては、動向編に関するもの、構造編に関するもの、その他という3つに分かれます。

それから、もう一つの区分が、前回答申の際に付された課題対応というものです。

5ページ目以降は、今、申し上げた諮問内容の個々の事項について記載しております。

各変更事項につきましては、5ページ目を御覧いただいてお分かりのとおり、変更内容と、その下に[論点]という形で書いているのですが、論点につきましては、今、私が行っている概要説明の後、個別事項ごとの審議の際に改めて御説明いたします。

ですので、ここでは諮問の全体像を御理解いただくということで、変更につきましては、 変更内容に絞って、また、今後の課題につきましては、どのような課題が付されているか ということを箇条書き程度に申し上げるにとどめたいと思います。

それでは、まず、今回の申請における動向編の変更点についてです。

動向編については、変更点が2つあるのですが、まず(1)で、これは【調査品目の見直し】です。

[現状]の箱書きにもありますとおり、動向編に関する対象品目につきましては、以前から一定の選定基準があります。それで、消費者物価指数の基準改定に合わせて、基準に該当するものがあれば加え、外れるものは除くという入り繰りをしているわけなのですが、選定基準と致しましては幾つかあって、代表的なものを(注)として書いています。よく御存じの、家計消費支出の1万分の1以上を目安とする。そういった基準があります。

今回提出された申請では、現在調査されている約 550 品目のうち 32 品目について、基準 を満たさなくなったということで、対象から外すこととされています。

これが動向編の1つ目でございます。

なお、今回の申請では、※で若干補足しておりますけれども、今回は廃止のみが申請されているのですが、新規追加分につきましては、消費者物価指数の基準改定に向けた早期データの収集のため、昨年度中に承認をいただいています。その中には、例えばロールケーキであるとか、補聴器、サポーターといったものが含まれているということです。

次に、6ページ目です。動向編の2つ目ですけれども、これは調査計画上に記載する調査品目の名称整理というものです。

現状の計画では、対象品目について、かなり詳細に品目が記載されているのですけれども、調査実施者の認識としては、動向編の調査が家計消費全体を網羅していることが、今の書きぶりだと分かりにくい。別の言い方をしますと、穴があいているように見えるのではないかとのことです。

そこで、現行の調査計画の品目の示し方につきまして、小売物価統計調査の品目選定の ベースとなる家計調査の品目設定に沿った形で整理しようというものです。

例として、2つ挙げております。

左側の例ですが、現在、調査計画上「あんパン」「カレーパン」と2つ書かれているのですが、それを「その他のパン」という表記に改める。あるいは現行の計画では「マフラー」と書かれているものを「マフラー・スカーフ」といった記載にする。そういった具合でございます。

これが名称の整理です。

以上が動向編の変更です。

次に、構造編の変更ということで、こちらは1点です。

これも、今、お話しした動向編の(2)のように、調査計画上での表記方法に関するものです。

構造編の各調査の対象品目について、例として挙げておりますとおり、現行では逐一「生中華めん」から「家庭用ゲーム機」まで品目を列挙しているのですが、実施者の御認識としては、経済情勢を踏まえた品目の円滑な変更に支障があるということだそうです。そこで、変更案にありますとおり「総務大臣が指定する」という包括的な規定に改めたいという申請が出てきております。

以上が構造編の変更です。

次に、8ページ目で「その他」ということで、2つあります。

1つ目で、これは調査系統の柔軟な変更を可能にするための措置です。

今は、調査品目ごとに調査員調査、県調査、国調査ということで系統が明確に分かれていまして、相互の融通がきかない。例えば通販中心の販売になったような時に、調査員調査から国調査にはなかなかシフトしづらい。

そこで、調査員調査についても、柔軟に国直轄調査にできるように調査計画上の記載を 追加するという申請が出てきております。

それがその他の1点目です。

それから、その他の2点目で、9ページでございますが、これは集計事項に関するものです。

現在、集計事項の一つとして、中間年バスケット指数というものが公表されているわけですけれども、資料の下半分のところに参考ということでウエイト対象年の推移というものを載せております。

中間年バスケット指数は、基準分類指数がウエイトを基準改定年にずっと固定しているということに対しまして、ウエイト対象年を少しずつずらすことで、新たな状況の反映を意図したものなのですが、これを利用者のニーズが低下してきたということで、廃止したい、削除したいということだそうです。一方で、ウエイト年を最新の状況で順次変えていく連鎖指数、こちらの方の充実にリソースをシフトさせたいという申請が出てきております。

以上が、今回申請において予定されている変更内容です。

今回の一連の部会では、今、申し上げた変更内容に加えまして、10ページに列挙しております、過去の答申において付された課題の検討状況についても、調査実施者から報告を受け、検討いただきたいと考えております。

ア〜エ、エが2つありますので、合計5項目ということになりますが、このうち、ア〜ウにつきましては、前回の答申の際に付されたもので、これは専ら、全国物価統計調査を中止して、小売物価統計調査の構造編に再編した。それに伴って課された課題です。

まず、アですけれども、これは、全国物価統計調査が小売物価統計調査の構造編として 再編されました。それで、調査規模が縮小されましたので、それを踏まえて付されたもの です。品目や地域を短期的に見直すことで、情報量の減少を補うことができないかといっ たことを検討するよう付された課題でございます。

次のイでございますが、全国物価統計調査が5年周期の実施かつ公表といったことであったのに対して、構造編は比較的短い周期でデータをとって、公表は毎年行われます。そこで、構造編の結果を動向編に生かすことで、動向編の更なる改善が図れるのではないかという観点から検討が求められたものです。

ウですけれども、以前の全国物価統計調査においては、通販あるいは特売といったものも把握されていたということなのですが、構造編においても、この価格の把握について検討すべきというものです。

それから、エです。 2 点課題を記載しております。これは前々回の答申の時に付された ものです

そのうち(ア)ですが、これは動向編に関する品目の選定基準が適切か否かというものです。動向編の変更部分、冒頭でも述べましたが、選定基準として1万分の1というもの

があるのですが、これが現状のままでよいかどうか。もっと細かく2 万分の1 ではどうか。 あるいはもっと粗くて、1,000 分の1 ではどうか。そういったことで課題として付されたものです。

最後に(イ)です。これは消費者物価指数が現在の統計法上の扱いとして、基幹統計で ある小売物価統計の一部に含まれていることについて付された課題です。

概念的なこともありますので、若干コメントいたします。

旧統計法では、専ら統計調査を念頭に置いた法律になっていました。そのため、指定統計調査の集計結果が指定統計であるという認識が強くて、加工統計を単独で指定統計にすることはされておりませんでした。

そのため、加工統計という色合いがある消費者物価指数につきましては、個別の指定統計とはせず、小売物価統計調査の集計結果、つまり小売物価統計の一部という形で指定統計としての位置づけが与えられていたというのが従来の取り扱いです。

しかしながら、平成 21 年に全面施行された新しい統計法では、いわゆる集計結果である 調査統計だけではなくて、加工統計についても単独の基幹統計として指定し得るというこ とで手続が置かれました。

こういった背景事情といいますか、法律環境の変化を受けて、今まで小売物価統計の中に、いわば溶け込んでいた消費者物価指数を別の基幹統計として独立させた方が位置づけが明確になるのではないかといった観点の議論がかねてからあったと聞いております。それが最後の(イ)でございます。

冗長な説明で恐縮でございます。以上が、今回の部会において皆様に御議論いただく概要です。

なお、先週木曜日の委員会におきまして、本件の諮問をした際に西村委員長、前田委員から、消費税を除く指数の作成・公表について、それから、家賃の品質劣化に関する品質調整の導入について、いずれも消費者物価指数に関する事項ではございますが、御意見をいただいておりますので、付言いたします。

事務局からの説明は以上です。

○廣松部会長 ありがとうございました。

ただ今、事務局から説明がありました西村委員長及び前田委員からの提案に関しましては、調査実施者からの変更申請を一通り審議した後に時間を設けて御審議をいただきたいと思っておりますので、その旨、申し添えます。

それでは、調査実施者から補足の説明がありましたら、お願いいたします。

- 〇上田総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室長 今回の変更に関しましては、論 点の回答をもって詳細に説明したいと思いますので、この場では結構です。
- ○廣松部会長 ありがとうございました。

それでは、個別の事項ごとに審議をお願いしたいと思います。

限られた時間内で効率的に審議を進めるために、先ほどもお断り申し上げましたが、審

査メモに基づいて審議をしたいと思います。審査メモに記載された論点ごとに変更事項に 関して御議論をいただきます。

それでは、まず資料2の「審査メモ」ですが、それの1ページの「(1)動向編の調査品目の見直し」について、事前審査の結果を事務局から説明をお願いします。

○内山総務省政策統括官(統計基準担当)付国際統計企画官 御説明致します。資料2の「審査メモ」の1ページです。

まず「(1)動向編の調査品目の見直し」ですけれども、諮問の概要でもお話ししましたとおり、変更内容は選定基準を満たさなくなった32品目について廃止するというものです。

審査結果ですけれども、第1段落と第2段落は先ほど御説明した変更の趣旨ですので省略いたしまして、結論は第3段落で「これについては」のところです。把握の必要性が低くなった品目を廃止するということですので、おおむね適当というように考えておりますけれども、廃止の前提となる選定基準が妥当であるか否か、あるいは基準に基づく選定が適切に行われているかどうかということについて改めて検討する必要があろうかと考えております。

ちなみに、選定基準ですけれども、少し小さい字でございますが、下の(参考)というところで書いております。i)、ii)、iii)という、この3つが選定基準で、資料上では(抄)となっていますが、これはミスプリントですので(抄)は取っていただいて、このi)、ii)、iii)の3つということでございます。

ついては論点として6点、調査実施者に質問を投げかけております。

1つ目としては、そもそも選定基準にある「品目」というものは、どういう定義なのかという点。

2つ目としては、選定基準の1つ目の1万分の1以上ですが、これに該当するか否かの 判断はどういった手順で行っているのかという点。

3つ目としては、廃止が予定されている品目につきまして、家計消費支出上の割合は、 どれほどの大きさなのかということ。

4点目としては、選定基準の ii) のところですけれども「中分類指数の精度向上及び代表性の確保に資する」と書かれているのですが、どういった方法あるいは基準で判断しているかということ。

5点目としては、選定基準の3つ目ですけれども「円滑な価格取集が可能」あるいは「価格変化を的確に把握できる」とされているのですが、2ページ目に参りまして、客観的に、今、どのような方法・基準で判断しているのかといったこと。

最後の6点目ですけれども、小売物価統計調査の動向編として約550品目あるわけですが、どれぐらいの頻度で選定基準の該当性を確認しているかといったこと。

そういったことの6点を質問として投げかけているところです。 以上でございます。

○廣松部会長 ありがとうございました。

それでは、各論点について、調査実施者からの回答をお願いいたします。

〇上田総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室長 それでは、私から今の論点につきまして御回答させていただきます。

資料を事前に提出しておりまして、資料3というものと、席上配布資料という資料を参照しながら、廃止品目の論点について御回答させていただきます。

最初にいただいた論点ですけれども、選定基準にある「品目」とはどういったものですかということです。

回答と致しましては、選定基準にある「品目」は、似たような商品を集めているものですけれども、実行上は家計消費全体を把握するという視点からも、家計調査で使われている収支項目単位を基本にしておりますが、現行の調査計画では調査の実態に合わせるため、一部ではより詳細にしているもの、また複数の収支項目を統合しているものもあります。ですから、このため、今回の変更案では原則として家計収支の項目単位に合わせることということで御提案させていただいております。

それから、選定基準を3つ設けてあります。そのうちの1つ目の論点で、選定基準のi) というのは1万分の1を目安ということですけれども、それはどのような手順で行っているのか。例えば5年間で1回でも下回れば判断するのかということです。

回答と致しましては、直近の年平均を分析して、家計消費支出の1万分の1を下回った品目について、原則として廃止することとしております。実際は家計調査で個別の品目について直接、集計しておりませんので、家計簿をめくって特別集計を行います。ですので、選定準備等に相当な労力がかかることから、直近と申しましても、準備期間を兼ねて2013年の家計調査の家計簿の記載内容を1つずつ見て特別集計した結果、1万分の1を下回った品目というものを選ばせていただいております。

ただし、直近の1年において、今回のもので言えば2013年の状態を見た上で何らかの特殊要因、特にその年が非常に何か不作があったとか、災害が起こって特殊な状態になった場合には、当該社会要因等を考慮した上で、廃止するかどうかというのは別途判断します。今回そういう基準は適用しておりませんけれども、通常ではそういう考え方を入れるということでございます。

具体的に、今回廃止されている品目について、家計支出に占める割合はどのようになっているのかということですけれども、分かりやすく下に整理させていただいております。

表を御覧になっていただきたいと思いますが、今回廃止する 32 品目のうち、30 品目が 特別集計の結果、1万分の1を下回ったものでございます。

そのデータがどの程度かにつきましては、別途、席上配布させていただいている資料を 御覧になっていただきたいと存じます。特別集計の結果、基本的には万分比のケースで1 を切ったものを今回は全て廃止させていただくということをさせていただいております。

その次に、論点の4番目ですけれども、選定基準の「中分類指数」とは何か。また「中 分類指数の精度向上及び代表性の確保に資する」に該当するか否かは、どのような方法・ 基準で判断しているかということです。

中分類につきましては、非常にイメージ的なものになりますけれども、消費者物価指数 では、同類の品目を合算して、小分類、中分類、大分類というものを構成しております。

イメージとして、食料を下に挙げてございます。お米や主食的なものを集めたものについて穀類という中分類を設けて、その上に食料という大分類に上がっていくといったものでございます。数と致しましては、大分類が10区分、中分類が51区分、小分類が80区分で、品目は先ほど申した580強になります。

こういった中で「中分類指数の精度向上及び代表性の確保に資する」に該当しなくなった場合とはどういったことかということで、3つ目の基準は実は詳細に分ければ3つの基準があります。

1つ目が、当該中分類において、より代表性の高い品目を追加して、確実に精度が上がった場合にはスクラップ・アンド・ビルドの考え方で一部の品目を落とすといったことがあり得ます。

そのほかに、2番目として、当該中分類において、同一とみなせる値動きのある商品がある場合。これも削除しても中分類には影響しないので、削除する場合があるということ。

それから、当該中分類を廃止後も、当該中分類指数の動きの傾向が変わらない場合といったものがあります。

この中で、今回、選定基準の ii) により廃止しているのは1つだけでして「ルームエアコン取付け料」になります。この「ルームエアコン取付け料」につきましては、万分比で1は超えておりますが、当該品目が所属する「設備修繕・維持」の中に、より家計消費支出に占める割合が大きく代表性の高い「駐車場工事費」「壁紙張替費」というものを追加しています。この万分比のウエイトがより大きなものを追加して、十分に中分類の精度の向上が見られたということで、スクラップ・アンド・ビルドの考え方で「ルームエアコン取付け料」については廃止させていただいております。

それから、選定基準の iii) の「円滑な価格取集が可能」ということです。

この中身につきましては「円滑な価格取集が可能」とは、当該品目を取り扱っている店舗が全国的に存在していて、調査員が当該品目の価格を安定的に調査することが可能な状態をいいます。また「価格変化を的確に把握できる」とは、当該品目の品質一定のもとで価格変化を捉えることができるということをいいます。

今回廃止する品目は「かれい」ですけれども、これにつきましては、調査における価格 取集率を踏まえて判断しております。例えば、今回の廃止品目のうち、円滑な価格取集が 困難になったために廃止する「かれい」は、平成 26 年 10 月の価格取集率が 5 割を切って いることから、円滑な価格取集が困難になったと判断いたしました。

最後の6番目の論点ですけれども、調査対象品目約550について、どの程度の頻度で確認しているのか。また、将来的に廃止が想定されるものはあるのかということです。

基本的に、本調査の調査対象品目の全面的な見直しにつきましては、基本的には基準改

定に合わせるということですので、5年周期で行っております。ただし、消費者物価指数 の品目については、経常的に絶えず情報収集を行って、新たな製品が普及している場合な どには、現行の品目が適切であるかどうか、適時確認して、必要に応じて品目を改廃する こととしております。その場合に、当然、調査計画の改正の必要が生じた場合は調査計画 の修正を行うとしております。

ただし、現時点では、今、ここで入替えを行っていますので、廃止する品目は今回お示ししているものだけであって、そのほかに該当する品目は今のところはないと認識しております。

私からの回答は以上です。

○廣松部会長 ありがとうございました。

それでは、今の動向編の調査品目の見直しに関する論点への回答について、御質問・御 意見があれば御発言をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

変更は32品目の廃止ということですが、当然、その選定基準そのものの妥当性もここで確認をすべきだと思いますので、選定基準も含めて御発言いただきたいと思います。

どうぞ。

〇北村委員 それでは、確認なのですけれども、2番目の選定基準の話で、調査がなかなか大変なので、直近の1年間の平均で1万分の1を下回っている品目について、基本的に廃止するというお話でしたが、何らかの特殊要因で一時的に消費が減っているようなものについては、その点を考慮して判断するという話だったのですが、そういうケースが過去にあったとすれば、その具体的な例を教えていただきたい。

それから、何らかの特殊要因を考慮しているということは、直近1年だけではなくて、 前からの消費の動向を見ていて、直近1年の平均だけではなくて、もう少し追っていらっ しゃるということなのでしょうか。

といいますのは、需要が減っている傾向を見る場合に、ずっと下がってきているものであればそれこそ廃止してもいいと思うのですけれども、それがぶれているといいますか、上がったり下がったりしていて、たまたまその年には1万分の1を切ったような場合にはどう判断するか、何かもう少し時系列的な判断も含めてやっていらっしゃる基準みたいなものがあるのか。それとも、それはある程度、総合判断でやっているということなのか教えてください。

〇上田総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室長 過去に1万分の1を切って特殊な処理をしたケースがあるのかということですけれども、ここ最近は、ここ2 \sim 3 回はありません。

ただし、特別集計の結果を時系列にすることはできませんので、もちろん、家計調査の結果を見ながら影響等については総合的な判断はしていますけれども、原則として、ただしの上で全て現時点では判断をしているというふうにお考えいただきたいと存じます。

○廣松部会長 どうぞ。

- ○北村委員 ということは、大体1万分の1を割るような状況であれば、需要が少なくなっていると考えるということで、直近のものを見れば、それは大体間違いなく言えるという判断なのですか。
- ○上田総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室長 はい。 ここは、常識的にたくさん需要がありそうなものが突然減っている場合に、一応こうい
- ○北村委員 イメージとしては、例えば食中毒があって、特定の消費が落ちるとか、何か 危険を感じて、そういうものの消費が少し落ちたけれども、また戻ってくるとか、そうい うことはあるのかなと思ったのですけれども、一般的にはないのですね。
- ○上田総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室長 災害とか、そういった場合が起 こった時とお考えいただきたいと存じます。
- ○廣松部会長 どうぞ。
- ○渡辺専門委員 幾つか教えていただければと思います。

ったことも考えていますということで書かせていただきました。

最初は、今の回答の資料の2ページの下の方に中分類の穀物の例が出ています。便利なので、これを使わせてもらいますが、最初の質問なのですが、パンのところは食パン、あんパン、カレーパンとなっていますけれども、食パンが1万分の1、あんパンが1万分の1という基準で選ばれているという理解でいいのかということです。

もしそうだとした場合に、いろいろなパンをみんなが少しずつ食べるみたいなことが起きたとして、ジャムパンとか何とかパンというものが他に出てきて、全て1万分の1を下回ってしまうとパンは品目として何も残らないということが理屈上はあり得るのでしょうか。パンを食べないことはないのですけれども、しかしみんな、どのパンも少量しか、あんパンもジャムパンも少ししか食べないという時にはパンという小分類は一体どうなってしまうのでしょうかというのが今の関連する質問です。

2番目は、カレイの質問です。まず、38.4%しか取集率がないということなのですが、なぜそういうことが起きてしまったのかということの理由が知りたいということと、それから、今まで取集率が低い中でカレイは品目として含まれていたわけですけれども、そうすると、ここはどういう扱いをしていたのだろうかというのがそれに関連する2問目の質問。

それから、ほかの品目の取集率というものは恐らくこんなに三十何%とかという大変低いことにはなっていないのでしょうけれども、それでも例えば5割を割っているものとか5割ぐらいしかないものが結構あるものなのでしょうかというのが関連する質問です。

○上田総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室長 3点お答えさせていただきます。 まず、1万分の1の基準をどこで適用しているのかと申しますと、食パン、あんパン、 カレーパンという家計簿に書かれている字そのもので判断させてもらっています。

2番目の質問でありまして、そういう基準ですので、仮にパンの中で食パン、あんパン、カレーパン、それぞれが1万分の1を切ってしまった場合は、今まではそこを上の類に上

げていくという判断をしております。

2番目の、カレイがなぜ、こんな状態になっているのかと申しますと、カレイは、地方の方はよく御存じだと思うのですが、通常はそのままでよく売られているのです。東京の方は切り身のものを見られる方が多いと思います。カレイは実は非常に種類が多くて、マコガレイとかアカガレイというものを基本銘柄に、これを調査することとしています。そうでないと、価格が種類で変化すると困るので、品質を一定とするために、ある特定の種類を銘柄として指定しています。

ただし、カレイは地方性が非常に強くて、そのほかにもイシガレイやナメタガレイ、ヤナギガレイ、ヌマガレイ、それから、輸入品ではカラスガレイなど、非常に多くの種類が売られております。そうした中で、基本銘柄を調査員がつかまえることが非常に困難だということでこういった状態になっているというふうに分析しております。

では、とれなかった場合はどうするのかということですけれども、基本的に価格がとれない場合は欠価格としていきます。欠価格とした結論として、先ほどどういう処理をしているかと申しますと、中分類、小分類、大分類という項目を先ほど説明いたしましたが、上に上げていくレベルを一旦、小分類で切る、中分類で切る、大分類で切った上で、ウエイトはそれごとに固定させていますので、完全に物がとれなくなればそのほかのもので代替が結論的には行われているという事態が起こるということです。

それから、50%を切るものがあるのかということにつきましては、現在はないということです。

- ○渡辺専門委員 別にカレイにこだわりがあるわけではないのですけれども、カレイは恐らく近海でとれるのですか。
- ○上田総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室長 そうです。
- ○渡辺専門委員 ですので、とれる場所できっと名前が違うのだろうと思うのですが、生物学的にはきっとカレイはカレイなのではないかと思うのです。
- ○上田総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室長 そのとおりです。でも、今、申し上げたのは、本当にマコガレイも名前の種類が4~5種類ありまして、一応、それは基本銘柄に含めて調査をしています。ですから、今、申し上げた、完全に基本銘柄から外れるのはイシガレイとかナメタガレイとかヤナギガレイとか、そういったものは外れていきますので、そういう地方性が多いというふうに御理解いただきたいと思います。
- ○北村委員 冗談みたいな質問ですけれども、ヒラメは入っているのですか。
- 〇上田総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室長 ヒラメは調査品目にはありません。
- ○北村委員 では、ヒラメのシェアは最初から1万分の1以下ですか。
- 〇上田総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室長 済みません。ヒラメは家計調査 でも入っていなくて、シェアが分かりません。水産関係の統計を見れば分かると思います。

昔は入っていまして、多分、落ちたということは、シェアが小さくなって落ちたのだと 思います。

- ○北村委員 分かりました。
- ○廣松部会長 どうぞ。
- ○西郷委員 2点あるのですけれども、1点目は家計調査も併せて見ているということなのですが、購入頻度がそれほど高くないものに関しては例えば、少しターゲットが違うのかもしれませんが、家計消費状況調査とか、そういう他の統計調査も踏まえた上で1万分の1というものを考える必要はないのかということが1点です。

ただ、恐らく今までの品目の改廃の作業というものをしてきて、品目に復活したという 例はきっとないですね。

- ○上田総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室長 ないと思います。
- ○西郷委員 ですから、余り廃止していいかどうかということにそんなに神経質になる必要はないのかなという気も一方ではしていますので、別に今のやり方がよくないのではないかということを主張しているつもりはありませんので、特に家計消費状況調査を見ていないということであれば、それはそれで構わないと思います。

2点目の質問は、今、廃止の方に質問が集中しているような気がするのですけれども、むしろ新しく入れるべきものをきちんと取り込むということが重要だと私は思えるのです。ですので、恐らくは1万分の1というのは-つの目安であって、新しく入ってくるものに関しては、先ほど北村委員も御指摘になっていましたが、これはすごく重要で、今後伸びてくるという見通しがあれば、恐らく1万分の1に満たない状態からきちんと注意をしていて、品目の改廃を検討なさっているのだと思うのですけれども、その点、確認だけさせていただきたいというのが2点目です。

〇上田総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室長 家計消費状況調査は参考にはしていますが、数字を判断する時には、使っていないということです。

それから、新しく取り込むべきものについて注意すべきというのはおっしゃるとおりでして、我々も先ほど申したとおり、廃止についても、追加についても当然、同じ見方をしていまして、追加品目についても当然、消費者物価指数でも中間年見直しというものを行っていて、後ほど御説明したいと思いますが、これまでもスマートフォンやタブレットなどを中間年で取り込んだという経緯もありますので、絶えず市場をウオッチしながら、本当に必要なものは取り入れていきたいと考えています。

- ○西郷委員 どうもありがとうございました。
- ○廣松部会長 補足ですが、資料1の参考の5ページ目の動向編の変更についてです。

その中の新規の品目に関しては、平成26年7月に軽微案件として処理しております。そのように処理しましたのは、データをなるべく早く取る必要があるということから、平成26年7月に軽微案件として承認し、既にデータの収集を始めていただいています。

平成26年7月に加わった新規品目に関して、具体名を出していただければと思います。

もし、今すぐ出なければ次回でも結構です。

○上田総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室長 御紹介させていただきますと、 上から行きます。柑橘類の種類で不知火を追加しています。それから、ロールケーキ、調理ピザパイ、チャーシュー、コーヒー飲料を追加しています。

それから、豆乳、日本そば、ショウガ焼き、居酒屋の焼き鳥、カーポート、塗装工事費、 駐車場工事費、壁紙工事費、空気清浄機、水筒、物干しハンガー、マスク、補聴器、サポーター、ロードサービス料、はさみ、競技用のシューズ、ペットのトイレ用品、鉢植え、 警備料を追加しています。

○廣松部会長 ありがとうございます。

ほかに御質問はよろしいでしょうか。

これは私から質問ですが、2ページの分類のところで、大分類、中分類、小分類とありますが、これらは公表されているのですか。

- ○上田総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室長 もちろん、公表してございます。 ○廣松部会長 今回の申請資料の別表1として品目がずらっと並んでいますけれども、これではないですね。
- ○上田総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室長 その中には記載しておりませんが、結果表を公表する際の集計区分として公表しています。ですから、穀類の指数もありますし、米類の指数もあるという状況です。
- ○廣松部会長 分かりました。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

これまでの議論を伺っていて、ある程度、選定基準というものが明確になったと思うのですが、可能であればそれを、先ほどのi)、ii)、iii)を補強するような形で、追加説明といいますか、もう少し詳しく説明した方がいいのではないかと思いますが、いかがですか。

当然、これまでの議論に関しては、この部会の議事録として残りますので、後の人もそれを見ていただければ、選定基準をどういうふうに解釈し、適用しているかということは分かるとは思いますが。

どうぞ。

- ○内山総務省政策統括官(統計基準担当)付国際統計企画官 イメージとしては、3つの 選定基準について、今回、具体的な解釈ということで回答をいただきましたので、それを 1つのペーパーにまとめ、次回の部会の時に改めて示して確認をいただくという御趣旨で しょうか。
- ○廣松部会長 はい。
- ○上田総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室長 承知いたしました。
- ○廣松部会長 では、その点、よろしくお願いいたします。 ほかにございませんか。

それでは、その選定基準のところの解釈等に関しては、次回、調査実施者から説明を補足していただく、そのための資料を提出していただくということにして、この動向編の調査品目の見直し、具体的には選定基準を満たさなくなった32品目を廃止するという変更に関しては適当ということでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○廣松部会長 ありがとうございました。

次に、動向編の調査品目の見直しのうち、調査計画における調査品目の名称整理についてです。これについて、事務局から論点の説明をお願いします。

○内山総務省政策統括官(統計基準担当)付国際統計企画官 では、御説明いたします。 資料2「審査メモ」の2ページの(2)と書いているところです。

この部分ですけれども、変更内容は、調査品目の名称を、家計調査の設定品目に準じて 整理する。合計として 330 品目というものです。

変更の趣旨は、先ほど諮問の概要説明でも例1と例2として挙げてお話を致しましした。「あんパン」「カレーパン」が「その他のパン」、あるいは「マフラー」が「マフラー・スカーフ」になるといった例をお話ししたところです。それを行おうとした調査実施者の認識ということについても先ほど御説明したところです。

我々の審査結果といいますか、審査状況ということになろうかと思いますが「これについては」のところですが、名称を整理する必要性、あるいはメリット、そして、その他のパン、その他の何々といった形で、調査品目の表記が抽象的になるということがありますので、そういったことに伴う支障はないかどうかにつきまして、調査実施者から更に説明を聞きたいと思っているところです。

つきましては、以下の6点について論点として質問を投げかけているところです。

1つ目としては、この品目の名称整理を行うに至った背景事情です。どうして、これを 行う必要があるのか。行うことで何か具体的な効果はあるかというのが1つ目。

2つ目としては、この変更がなされることによって、実査上、あるいは集計上、何か変 動があるのかということ。

3つ目としては、今回の変更で、例1で申し上げればその他の何々という調査品目名が新たに設定される、調査名称が抽象的になるといったこともありますので、情報量が減衰する、あるいは利用者の利便性が損なわれるのではないかという懸念があります。一方で、例2のようにマフラー・スカーフというふうに一括りにしてしまいますが、実態としてはマフラーを取り続けるというふうに聞いておりますので、スカーフについても調べているかのような、誤解を生じるおそれがないのかというのが3点目の論点です。

4つ目としては、3行にわたって文章を書いておりますけれども、ここで書いておりますのは、直前の3番目のところで申し上げた懸念を踏まえまして、現行の品目と集約した品目を併記する方法もあるのではないかという、いわば別の案というのでしょうか。そういう可能性もあるのではないですかという投げかけです。

5番目ですけれども、そもそも調査計画上、品目を指定した上で店舗を選定するという 流れになっているかと理解しているのですが、その他の何々といったことで、選定手順が 不明確にならないかというのが5点目です。

最後の6点目なのですが、その他の何々というようにしてしまいますと、その品目の中であれば、変更申請が不要ということになりますが、事前の変更予定というのでしょうか。 変更計画について把握できなくなるといった支障はなかろうかといった懸念。

そういった 6 点を投げかけているところです。 以上です。

- ○廣松部会長 ありがとうございました。
 - それでは、今の論点に関しまして、調査実施者から回答をお願いいたします。
- 〇上田総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室長 それでは、私から 6 点回答させていただきます。

まず、1つ目の調査の名称整理の、我々の目的、それから、我々が考える効果について 説明させていただきます。

この小売物価統計調査というのは、消費者物価指数を作成するために設計された調査でありまして、その情報を得ることが最大の目的であります。このことから、調査計画上の品目名が家計消費支出全体を我々としては可能な限り網羅していることが望ましいと考えますし、当然、統計間の連携を分かりやすくとるということはとてもよいことであると考えます。

しかしながら、現行の調査計画では、本調査の調査品目と対応している家計調査の収支項目名が、同じものもありますが、異なっているものもありますので、家計消費支出のカバレッジとの関係が不明確であるというふうに認識しています。そのほかにも、本調査の一部の品目については表示が詳細になっているためカバレッジが狭い状況であるというふうに認識しています。具体的には、例えば、パンと書いていればパン全体をカバーできますが、逆に言いますと、あんパン、カレーパンと書いてしまうことでそのほかのパンが抜けている状態になっているということですので、カバレッジが狭いというのはそういう意味です。

このため、現行の品目名のままでは、カバレッジの明確性や家計消費支出全体の網羅性が十分に表現されていない状況ですので、今回一定の基準を設けまして、本調査の品目名を家計消費支出の収支項目名に合わせて変更することを御提案させていただいております。

これによって、まず誤解を受けていただきたくないのは、我々が例えば、統合したものについても、当然、最終的には銘柄として指定したものについては、銘柄ごとに指数を公表していくという考え方ですので、結果表章が統合された結果しか出さないというふうには思っていただきたくないということです。例でいきますと、あんパン、カレーパンをその他のパンにまとめたとしても、あんパンとカレーパンごとに調べますので、それぞれの指数を出すという認識で委員の先生には私の説明を聞いていただきたいと存じます。

それで、まず合わせ方の基準ですけれども、原則としては家計調査の品目名に変更いた します。ただし、そのままストレートにいけば非常に分かりやすいのですが、なかなか難 しい品目も幾つかございます。ですので、例外の対応も決めております。

1つ目の例外として、2の①のi)ですが、家計調査の品目名で、小売物価統計調査には該当品目はないけれども、類似品目がある場合。どういった場合かといいますと「iの例」と書いてあります。家計調査には「あさり」と「しじみ」という品目が立っています。一方、小売物価統計調査は現在「あさり」しか調べておりません。こういった場合は「しじみ」は「あさり」に近い二枚貝の種類であるということで、一応、我々としても「あさり」は現時点で消費者物価指数のカバレッジから見ても「あさり・しじみ」の代表として取り扱っています。ですので、小売物価統計調査の変更後は「あさり・しじみ」と称して、結果として表章は「あさり」を調べていますから「あさり」ということが分かるような結果の表示をしていくということを考えています。

ii) ですけれども、家計調査の複数の品目で、小売物価統計調査では当該品目を1つにまとめてしまっている場合。例えば「ii の例」でいきますと、家計調査では固定電話通信料というものと携帯電話通信料に分かれております。小売物価統計調査では通話料ということで、実態は両方調べて、それぞれ結果を出しています。固定電話の指数、それから、携帯電話の指数というように出しています。

これにつきましては、基本的には家計調査を中ポツでつなぐという判断をしていますが、 中ポツでつなぐと非常に誤解を招く場合には統一的な名称「通信料」と書けば両方だとい うふうに分かると思いますので、そういった対応をさせていただいています。

次の5ページです。例外規定の2番目になります。家計調査の品目で、小売物価統計調査の調査上、誰が調査をするかというのを明示することになっています。統合をしたいのですけれども、こちらの技術的な視点で、統合しても役割を分けなければいけない場合は、統合した上で、役割分担ごとにそれが分かるように記載するということにしています。

例示と致しましては、他の主食的外食というものが家計調査にあって、我々でその中をめくって品目として立てているのがピザパイ、サンドイッチの外食、ドーナツというものを品目で調べることとしております。これは担当が右側にありますが、ピザパイ及びサンドイッチの外食は、「調査員」で、ドーナツだけは全国統一価格に近いという判断をしていますので、それは総務省で調べるということです。これにつきましては、全部統合すると誰が調査をするかという書き分けができなくなりますので、書き分けができるように(ドーナツ)と(ドーナツを除く)ということで分けられるように調査計画上では記載して、集計上ではそれぞれを掲載する、指数を出していくという対応にしたいと考えています。

それから、3番目です。時代の趨勢を反映する等の理由で、より一般的で分かりやすい 品目名に変更する必要がある場合ですが、家計調査では「ガソリン」で、小売物価統計調 査では「自動車ガソリン」というふうに調べています。

ただし、この下の小さな字の注を見ていただきたいのですけれども、ガソリンの中は軽

油なども入っていますので、より一般的な「自動車燃料」という表示に改めさせていただくとしております。

4番目として、家計調査の品目名と現在の小売物価統計調査の品目名とが多対多となっている場合は、概念が一致する家計調査の上位類の品目名で合わせたいと考えています。 これは授業料だけですけれども、授業料が非常に複雑に分かれているので、分かりやすいという意味でこのような対応をとらせていただいています。

こういった視点で、家計調査の品目名にルールを決めて合わさせていただければと存じます。

この変更によって、どのような効果を我々は期待するかということが次の6ページに書いています。

1つ目が、家計調査と小売物価統計調査の関係が、もちろん、現在も別の表で分かるようにはしてありますけれども、より明確化しますし、表章上もより利用者が利用しやすいものになるというように認識いたします。

例と致しましては、品目名を「あさり・しじみ」というふうに変更することで、もちろん「あさり」しか調べていないことは結果表章上明らかにします。ただし「あさり」が「しじみ」も含めて代表しているということを明確にするということが言えます。

そのほかにも、調査品目の名称をより網羅的に記載することで、家計消費支出が急速に伸びた商品に対して、我々として銘柄を指定する一定の範囲を与えられましたら、その範囲の中でどの商品を調べるかというのは我々が一応、裁量をいただいたというふうに承知しています。銘柄の改正につきましては、ほとんど時間をかけることなく商品の変更がききますので、迅速な調査が可能になると承知しています。

上の例でいきますと「あさり・しじみ」としておけば、もし「しじみ」の消費支出が急速に増大した場合に、我々は「あさり」と「しじみ」を指定して、両方を調べることができるようになる。こういったものをお考えいただきたいと思います。

それから、調査品目がより網羅的になることにより、銘柄の指定する我々の担当者が、現在は例えば「あさり」の例だとよくないのですけれども、先ほど言ったパンの例を挙げますと、カレーパンとあんパンというものを品目で指定すると、どの銘柄を指定するかについては、あんパンは当然、あんパンの中でもウグイスあんのパンとか非常に高級なパンとか、いろいろな種類がありまして、どれが売れ線かというものをウオッチしているチームがあります。その際、あんパンと指定されると、その担当はあんパンしか見ません。ただし、パンの中で選びなさいと言えば、パン全体をウオッチしながら、ジャムパンが売れているのか。そういったものを見て、最後にあんパンが売れていれば現在はあんパンが売れています。そういったものを使用できるというふうに考えます。ですので、従前よりも適切なものを銘柄として我々が指定できるようになるということです。

もちろん、承認申請を行って変更するという選択肢もありますが、これについては我々は時間がかかる。その時間のメリットを最大限に生かしたいということで、今回このよう

な御提案をさせていただいております。

続きまして、では、今回の変更によって、実査上の調査品目に変動が生じるのか。また、 結果表章が変動するのか。

このことにつきましては、冒頭申し上げたとおりですけれども、結果表章については、これまでと同様、品目よりも細かい銘柄で表章することとしているため、利用者の利便性が損なわれることはないと考えております。例えば米のように、今回、米はもともと「うるち米」と「もち米」というものを立てていますが、調査としては、うるち米のコシヒカリとコシヒカリ以外のものを調べて、それぞれの指数を作っています。

この考え方を踏襲いたしまして、表章としても米の中でコシヒカリ、米の中でコシヒカリ以外のもの、そして、米の中でもち米。こういったものがきちんと結果を利用される方が分かるように致しますので、調査の継続性も保って、結果の継続性も保たれるというふうに承知しています。

3番目の論点ですけれども、今回の変更のように「その他の○○」という商品名が新たに設定されるなど、記載が抽象的になるのではないかといった御懸念。それから、実際に調査されている品目が分からなくなるといった懸念もあります。また、マフラーに加えて、スカーフについても調べているかのような誤解を生じるのではないかという懸念もあると思います。

我々としましては、今、申し上げましたように、結果表章を詳細に記載することとしておりますし、総務省のホームページには、随時、銘柄を改正した場合はその情報をアップデートするようにしていますし、そして今後も、どの銘柄を調べているかというのは非常に大事な情報ですので、これまでと変わらず結果を掲載することとしておりますので、利用者の利便性は損なわれないと考えています。

4番目ですけれども、今回の変更計画で示された調査品目について上位概念を指定した上で、その中で具体的にどれを調査しているのかというのを下位概念として記載してはどうかという御提案をいただいております。

これにつきましては、我々は下位概念の記載は必要ないと考えております。その大きな理由は、文章としては「また」以下ですけれども、下位概念を記載すると、消費支出が急速に伸びた商品・サービスについて迅速な調査が可能となるといったメリット、承認申請は当然しなければいけなくなりますので、時間のロスが発生するというふうに考えています。ですので、下位概念の記載は不要と、メリット・デメリットの関係から、我々としては考えております。

それから、本調査は、調査品目を定めて店舗を選定するとしていますが、その手順が狂 わないのかという御指摘です。

今回の変更で、完全に全く、どれを調べているか、分からなくするということではなくて、一部の品目名に「その他」とついていますけれども「○○」の中には、パンならパンでいいのではないか、根菜なら根菜でいいのではないかということで、根菜やパンはきち

んと書きます。パンや根菜が分かれば、ある程度の店舗の抽出はできるというふうに考えますので、不明確になるようなことはないと考えています。

それから、今回の変更によって、例えば「その他の○○」の範囲内で調査品目の変更について申請不要となるけれども、事前に変更を把握できなくなる等の支障はないですかということです。

これは我々の都合になってしまうかもしれませんけれども「その他の〇〇」ということで「〇〇」の中にはパンや根菜が入ります。その範囲をきちんと調べるということは明らかになっています。そのパンや根菜を調べるという前提のもとに、その範囲の中で最も売れ筋のものを調査していくということで、特段の支障はないと考えています。

また、先ほどから申し上げているとおり、調査品目の変更による支障がないよう、どの 品目、どの銘柄を指定しているかについてはホームページにその内容を周知したいと考え ております。

私からの説明は以上です。

○廣松部会長 ありがとうございました。

それでは、この論点に関します調査実施者側からの回答についての御質問・御意見をい ただきたいと思います。いかがでしょうか。

どうぞ。

○岩下専門委員 確認させていただけたらと思います。

集計上では、現在の品目名ごとに表章するということなのですが、例えば、それの2ページの下から5番目の「からあげ」という場合は「天ぷら・フライ (からあげ)」というふうに表示されるということですね。

- ○上田総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室長 そのように、からあげを調べて いることが分かる結果として表章するということです。
- ○岩下専門委員 それと、もう少し項目が幾つか分かれていまして、3ページの「和食」なのですけれども「和食(外食)」で、この中の、今までですと「天どん」「カレーライス」「牛どん」「フライ」とかいろいろ書いてあるものは全部「和食(外食)(牛どん)」という形で数字が出るということでよろしいのですね。
- 〇上田総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室長 そのように表章する予定として おります。
- ○岩下専門委員 ありがとうございます。
- ○廣松部会長 ほかにいかがですか。 どうぞ。
- ○渡辺専門委員 今の口頭での御説明で、少し私が理解したこととニュアンスが違うのかなと思って、少し確認したいのですけれども、その他のパンを考えた時に、現状はあんパンとカレーパンを銘柄指定しているわけですが、何かの理由でその2つが余り人気がなくなって、ジャムパンをみんなが食べるようになった場合には、その他のパンの銘柄として

ジャムパンがとられるということが起きるということでよろしいですか。

- ○上田総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室長 そういうことです。
- ○渡辺専門委員 そうすると、単なる看板のかけかえではなくて、実態的にとるものが変わってくるという理解でよろしいですか。
- ○上田総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室長 そういうことを想定しています。
- ○廣松部会長 よろしいですか。
- ○渡辺専門委員 はい。
- ○廣松部会長 ほかに御質問・ご意見はございますか。 どうぞ。
- ○西郷委員 家計調査との連携を強化するといいますか、家計調査では本来的に家計支出 が全部網羅されていて、それに合わせる形で小売物価統計調査の品目も表章するようにす るという、その趣旨は分かりました。

ただ、少し気になったのは、家計調査は必ずしも価格を捉えるという観点から品目の分類がされているわけではない。例えば、先ほどの資料3の5ページ目の一番下の方の授業料の面ですけれども、恐らくは家計調査では私立の小学校とか国公立の小学校とか、こういった私立なのか公立なのかということによって支出が大分違うからということでこういう分類になっているような気がするのです。

それを価格の面から捉えようとした時に、どういう品目の分類がいいのかというのは、 必ずしも家計調査に合わせるのが正しいやり方かといいますと、少し疑問がないわけでも ないのですけれども、その辺、家計調査における品目名のつけ方というものと、それから、 小売物価統計調査における品目名のつけ方というもので齟齬がないといいますか、どうい うふうにその整合性をとるのかということについて教えてください。

○上田総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室長 もちろん、家計調査に関して、 西郷先生がおっしゃるとおり、価格を捉える観点から作られているものではないというふ うに承知しています。我々も、それは万能なものとは思っておりません。

ただし、我々として、授業料の話をされましたけれども、できるだけ家計に近いものを作りながら一定の基準を設けて、その中で一旦スライドさせて、目的としてはできるだけカバレッジの広いことが分かるような、きちんと消費者物価指数が、そのあるカバレッジの代表としてきちんと作られているのだということを明示するための一つのフレームワークとして家計消費の支出を使わせてもらいました。

実際、授業料のことは確かに西郷先生がおっしゃるとおりですので、例外規定として上の類を使ってまとめていったらどうかと考えています。もちろん、その中はきちんと費目ごとに、銘柄を指定して、指定した銘柄ごとに価格を出していくという設計に致しますので、御懸念に対して一応考慮はしているというふうに御理解いただきたいと存じます。

○廣松部会長 ほかにいかがでしょうか。

どうぞ。

○渡辺専門委員 先ほどのパンについてお話しさせていただきますけれども、現状、食パン、あんパン、カレーパンという3つの品目だけがパンに入っていて、それを称して小分類のパンと呼んでいる。そういうことだそうですけれども、私はそのこともかつては知らなかったのですが、実際にデータを使ってみて、初めてそうだと分かったのです。

その時に私が考えたことは、要するにジャムパンが入っていないということをどう考えるかということですが、可能性としてはカレーパンとジャムパンが非常に代替性が高い可能性があるとすれば、ジャムパンのかわりにカレーパンで十分役割が果たせている。仮に完全代替であるとすれば、ジャムパンについて調査する必要はないわけですから、カレーパンだけを見ればいいということになるだろう。

しかし、カレーパンとジャムパンが本当に代替的かどうかというテストはされていないわけですから、単にパンという名前がついているということとか、同じような場所で売っているということだけで代替性が高いと見るのは危険だろうと私はその時に理解したのです。

その時の私の考え方はこうでして、何でもかんでもパンを調査するわけにはもちろんいかないわけですから、本来はジャムパンも見たいですけれども、当然、マンパワーもあるでしょうから、パンの種類をどんどんふやしていくわけにはいかないので、比率の大きいものである、あんパンとカレーパンをとっていて、そのほかのパンは知らない、分からないという状態になっているのは仕方がないこと、次善の策としてはそれでもいいのではないかなと思っていました。

しかし、今回の提案はそうではなく、先ほどのジャムパンもその他のパンという品目にして、ジャムパンもそこに入るかもしれない。あんパンかもしれないし、カレーパンかもしれないというのは、暗黙裏にジャムパンがあんパンやカレーパンと代替性が高いということを想定していますので、それは根拠のない想定だと私は思います。そうすると、その他のパンというふうに品目をくくって、それから、その中で何をとってもいいというふうにやるのは危険ですし、単なる表章の問題を超えて、サンプリングの問題そのものにかかわってくると思います。

ですので、もし今回のこの御提案の趣旨が家計調査との表の整合性云々ということであれば、それが一番大きいように私には聞こえましたけれども、そうだとすれば、価格の品目と家計調査の品目のマッピングみたいなものを上手に見せるような表がもしどこかで提供されていれば利用者はそれで十分なわけですので、その家計調査との整合性をとるためにまずいようなサンプリングの方法に変えてしまうということは避けるべきなのではないかと思います。

○廣松部会長 ありがとうございます。

今の御意見に関して、現時点で何か調査実施者側から反応はありますか。

〇上田総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室長 一応、我々としては結果表章上、 それを対応して、どの段階で品目のサンプリングをするかという問題であると考えていま して、現時点では、例えばあんパン、カレーパンというパンの類の中で、調査計画上はサンプリングをする。現時点の、この資料の中でサンプリングをするのか。それとも、我々の裁量の中で銘柄というものを、実際に調査するのは、渡辺先生がおっしゃるように、全てのパンを調べるわけにはマンパワー上いきませんので、我々の裁量として、あんパン、カレーパンをサンプリングするのがいいのかという問題であると認識していまして、我々は時代が変わった時のスピードを勘案して、後者の方がいいのではないかというふうに御提案させていただいているつもりでおります。

- ○廣松部会長 どうぞ。
- ○北村委員 渡辺さんの議論と関連しているのですけれども、物の需要が変化する場合に 上位の、例えばパンというカテゴリーで見た場合に、シェアがほかの財と変わっていなければパンの中での代替というものは見えると思うのですが、多分、そういう需要構造が変わる場合は、その上の場合のシェアも変わってしまうと必ずしも代替ではなくて、米にシフトしているとか、パスタにシフトしているとか、何かそういうことが起こっていることもあるので、そこはやはり必ずしも品目を変えることで調整できているかというのは、疑問は多少残ります。
- ○上田総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室長 完全にはできないというのは分かります。
- ○廣松部会長 ほかにいかがでしょうか。 どうぞ。
- ○渡辺専門委員 済みません。私の意見を整理させていただくとこうでして、仮にあんパン、カレーパンというものは、今の基本銘柄は変えない。現状範囲内で、あるいは変える場合は現状と同じような手続で変更手続を踏むということであるとすると、それをその他のパンと呼ぶかどうかというのは、これは呼び名の名前ですので、ここはまた分かりやすいかどうかとか、いろいろな論点があり得ると思うのですが、私はそこについては今、意見を言っておりません。

私が意見を申し上げているのは、実態的に調査するものが変わってくるということを変えたいという御提案であると理解しましたので、その点についてはもっと慎重になるべきではないのか。とりわけ代替性の問題がそんなに自明ではないので、軽々にパンはパンであるという割り切りをするのは適当ではないということを申し上げています。

見え方、表章の問題はまた別途、議論をする余地があるだろうと思っています。

○廣松部会長 ほかにいかがでしょうか。

私も回答を聞いて、この論点の、それこそ名前のつけ方が悪くて、名称の整理ということだけではなくて、かなり基本的なところに踏み込んでいる。まずそもそも、家計調査と小売物価統計調査との対応関係に関して、今回は家計調査の分類といいますか、品目名をかなり重視して、それをこの小売物価調査に持ち込もうということですが、その論点については、西郷委員からご意見のあった点であろうと思います。

2番目として、これは委員会委員の立場から少し気になったのは、承認申請の時間をなるべく省きたい。可能ならば、そこを調査実施者側の判断でやりたいということがありましたが、それにはある程度調査実施者と審査部局との関係が絡むと思います。その点は両者で整理をしていただいた方がいいのではないかと思います。

最後に、提案されている名称が本当にいいのか。回答の書き方では、集計表上どうなるかというのは備考という形で簡単に書かれているだけですが、調査品目を変更し、その結果、集計表がどうなるのかということをもっと明確にした資料を作っていただいた方が、この論点に関してはより分かりやすくなるだろうと思います。

もし集計表上、細かく全部分けるのであれば、では、そもそも調査品目の名称を変える ことに意味があるのかという疑問にもつながると思います。

恐らく、今、委員、専門委員の方々からいただいた御意見はこの3つに集約されるのではないかと思いますので、それらについて、審査部局との調整も踏まえて、調査品目の変更と、集計表上それがどうなるのかを明確にした資料を作っていただいて、次回提出していただくということにしたいと思います。

それでは、この「(2)調査計画における調査品目の名称整理」の論点に関しては以上と させていただきまして、続いて、構造編の調査品目の見直しに関しての論点に移りたいと 思います。

では、この論点に関する事前審査の結果を事務局から説明をお願いします。

○内山総務省政策統括官(統計基準担当)付国際統計企画官 御説明いたします。今、御覧いただいていた資料2の3ページの(3)というところでございます。

この部分の変更内容は「調査計画上、調査品目を個別に列挙する方式から総務大臣が指定する旨の包括的な規定に改める」というもので、具体的には下に表をつけておりますので、それを御覧いただければと思います。

構造編は3調査ありますけれども、それぞれ現行の調査計画では、何をとるかということが明確に調査計画で書かれているのですが、それを一番右側の欄の「変更案」のところにありますとおり、全て末尾に「総務大臣が指定するもの」という形で包括的な書きぶりにするというものです。

これについては、先ほどの名称変更と同じなのですけれども、規定ぶりの変更の必要性です。それで、現行の規定ぶりを維持した場合の支障、どうして殊更に変える必要があるのかというところについて、実施者の方から更に説明をお聞きしたいと考えております。

つきましては、次の4ページの上のところに(論点)として4点記載しております。

1つ目としては、調査計画の規定ぶり云々の前に、そもそも各調査、地域別、店舗形態別、銘柄別と3調査ありますので、各調査における品目選定基準はどういったものかという確認。

その上で2点目になりますけれども、今回のような包括的な規定をしようとした背景事情です。今回の変更による効果といったもので、現行の品目列挙方式でも問題ないのでは

ないかという点です。

3点目としては、品目の円滑な入れ替えというふうに主張されているわけですけれども、 これまで品目の変更の必要が具体的にあったかどうか。あるいは今後予定されている、想 定されている品目があるかどうかといったものが3点目です。

最後の4点目としては、先ほどの(2)の論点とも同じではありますが、包括的な規定になるということで、その中での品目変更に際する変更申請が不要になりますので、そういったことに伴う支障はないか。

この4点について、投げかけをしているところです。

以上でございます。

○廣松部会長 ありがとうございました。

それでは、ただ今の説明に関する調査実施者側の回答をお願いいたします。

〇上田総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室長 それでは、私から論点に従って 回答させていただきます。

まず、選定基準はどういったものなのか等につきましてです。

委員の皆様に御理解いただきたいのは、構造編というものがありますけれども、構造編だけで集計結果を出しているものではないという前提で私のお話を聞いていただきたいと存じます。

まず1つ目ですけれども「(1)地域別価格差調査」。これは、現行は56品目を指定して、主に消費者物価地域差指数の都道府県別結果を出力することのために設計されたものです。

この消費者物価地域差指数、先般も公表いたしまして、今回で2回目の公表をしておりますけれども、これにつきましては、より安定的に地域別価格差を把握するため、まず主たる、データ源は動向編調査で、これは587品目、167市町村、約240万価格を調査することは既に明らかにしてあります。それに加えまして、地域差指数の価格を安定させるために、年間で約7万価格を附帯的に調査して、それをもって、より安定的な地域差指数を作成しようという、その約7万価格を加えるための調査であるというふうに御理解をいただきたいと思います。

この地域差指数を作成するための調査で、構造編のもの約7万価格について選定基準を 設けて設定しています。基本的には、地域差を安定させるためには価格差の大きなものの 標本を厚くするといったことが非常に効率的な考え方です。

それに基づきまして、選定基準としては当然、通年調査をしている動向編の調査が主な ものですので、データ源になりますので、動向編において通年調査をしているもの。

それから、特定地域の天候等によって大きく価格変動が生じない品目。

地域差の把握を目的としていることから、消費実態との乖離を生じさせないようにする ため、買い回り範囲が小さい商品。例えば、埼玉の方が東京に行って買うような商品とい うものは排除するようにしています。多分、耐久財などが該当すると思われます。

そして、消費生活上の重要度が比較的高い品目。これにつきましては、ウエイトの大き

なものを基準としています。

それから、直近の消費者物価地域差指数において、地域間の価格差があると判断される 品目。これにつきましては、残された品目の中で、条件を満たす品目の中で大きい順に並 べて、その価格差の大きいものから順番に採用していくということを考えています。

最後に、総務省が指定する具体の銘柄が全国的に、実際に調査できるかというものについて判断基準としております。

この基準を照らして、現時点で4番目のものまで除外していくと、残りは79品目になるというのが現時点の我々の判断です。この79品目のうち、もちろん、都道府県で調査できるという前提のもとに、価格差の大きいものから順番に並べて上から採用していくといった基準を示して、それにのっとって対応するので、品目の選定については毎年当然、価格差は変わってきますので、お任せいただけないかというのが我々の提案です。

2つ目が、銘柄別価格調査。9品目を調査しています。

この銘柄別価格調査というものは、まず調査対象が東京都区部だけです。そして、品目数は9ですが、一品目当たり3~4価格を取集している非常に軽微な調査です。そして、この調査は、我々も非常に利用していまして、消費者物価指数に直結する動向編品目の基本銘柄の決定や品目の改廃に資するという意味合いが非常に強いものと我々は理解しています。非常にコンパクトな調査ですから、我々が頼りにしたいとしている調査です。

このため、以下の基準に従って、消費者物価指数の銘柄の指定に資するよう、ウエイト 等によって機械的に順位づけを行って、品目を選定したいと考えています。

選定基準としては、同一品目の中に基本銘柄と同等の売れ筋商品が存在する銘柄です。 具体的に紹介しますと、今、調査をしているものが例えば携帯オーディオという品目を選 定しています。携帯オーディオの基本銘柄はウオークマンです。ウオークマンに対して非 常に競っているのが iPod になります。ですので、銘柄別価格調査では iPod を指定して調 査をしています。こういった使い方をして、本当に同じ動きをしているのか、本当に片方 をとらなくていいのかというのを我々も見ているということです。

3番目の店舗形態別価格調査です。これはどういったものを調査したかといいますと、 9品目を調査しています。スーパーと一般小売店の違い、スーパーと量販店の同じ品目を 調べた時の違いを明らかにするものです。

この店舗形態別価格調査は、道府県庁所在市 46 市としており、東京都区部は動向編で十分データがとれていますので、動向編だけで対応しています。それにおいて、1カ月 1 品目当たり $3\sim 4$ 価格を取集しておりまして、以下の基準により、選定しています。

基準としては、

- ①動向編において通年調査をしている品目。
- ②特定地域の天候等によって大きく価格変動が生じないもの。
- ③消費生活上の重要度が比較的高い品目。

- ④店舗間の価格差があると判断される品目。
- ⑤基本銘柄が全国的に把握可能であること、スーパー以外の店舗形態で取集可能である こと等、調査ができる状態であるというものを判断しています。

この中で④、最終的に残った品目を店舗間の価格差があるというものを動向編から見つ つ、その順番によって選択をしていきたいと考えていますということです。

最初の3番目まで除外して、残る品目は351品目です。この中で店舗間価格差の大きなものを動向編の中から並べて、その中で結果を出していきたいと考えております。

2番目の論点で、今回、調査計画を見直すに至った背景や、今回の変更でどのような効果があるのかということです。

今回のこの提案は、全国物価統計調査を廃止して、非常に品目も減少させているという ことで、それのローテーション化等が課題になったというように承知しています。

この構造編の趣旨にも沿いながら、このローテーション化等への対応をするため、毎年、 調査品目を検証し、調査品目も一定の割合で適宜変更していくことを考えています。

仮に年単位で変更する場合は、価格差を把握するという調査の目的を最大限満たすためには、最新の調査結果から品目を選定して、翌年に反映させることが必要となりますけれども、次の12ページを見ていただきますと、もちろん、承認申請をして変更するという手だてもあります。ただし、承認申請には時間がかかりますので、スケジュール上、反映が2年後になってしまうというふうに我々は考えています。

そのデメリットをなくす意味でも、基準を示しています。それで、がちがちの基準であるというふうに我々は考えていますので、その基準に沿って我々にお任せいただけないかというのが今回の御提案の趣旨であります。

次の論点ですけれども、これまで変更の必要な場合が、具体的なものがあったのかということです。

今回の例示としては1つございまして、現在、銘柄別調査で「液体調味料」というものを指定して調査をしています。これは動向編で「焼肉のたれ」を銘柄として指定して調査をして、それの別銘柄として準売れ筋である「めんつゆ」を対象としておりました。この構造編で把握できた、出回り状況などを踏まえまして「めんつゆ」も動向編の銘柄で指定して、消費者物価指数に組み込む必要があるということで、この「液体調味料」に関しては1品目2銘柄の指定としております。

こういった連携をとったことで、動向編で把握しているから、構造編では「めんつゆ」 を調査する必要がなくなったということで、別のものを指定したいというふうに考えてい るのですが、これは銘柄の変更では対応できませんので、承認申請が必要になったという ことです。

こういった事例もありますし、そのほかにもやはり随時変更したいという希望も我々はあります。ただし、それには1年という時間がかかることが分かっているということであります。

最後の4番目で、今回の変更によって、品目の変更を行っても変更申請が不要となるけれども、事前に調査品目の変更を把握できなくなる等、支障はないですかということです。

冒頭にお示しした構造編の品目は、調査計画上で示されている動向編の調査品目の中から選定することとしていて、今回、品目を選定するためのかなりがちがちな基準をお示しさせていただいているところであります。そういうことですので、実際の具体的な品目名は明示しておりませんけれども、がちがちの基準を示すことで、個別具体的な品目の変更は事前に把握できなくなったとしても支障はないものと我々は考えております。

ただし、ユーザーへの利便性を考慮して、品目の変更の中身については当然、何を調べているかについてはオープンにすることとしております。

私からの説明は以上です。

○廣松部会長 ありがとうございました。

それでは、ただ今の調査実施者からの回答に関しまして、御意見・御質問をいただきた いと思います。いかがでしょうか。

この論点に関しては、内容的には大きく2つあって、3つの調査の選定基準について、 その妥当性と、それから、それに基づいた結果について、承認申請を経ずに変更するとい う、2つだと思います。

それ以外にも論点として挙がっている点はございますが、大きな点は今の2点ではないかと思います。まず、地域別価格差調査、銘柄別価格調査、店舗形態別価格調査の選定基準に関しまして、御質問・御意見はございませんでしょうか。

これらは、すでに公表されているのですか。

- ○上田総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室長 構造編を起こす時の前回の諮問時に、統計委員会にお示しさせてもらっていますけれども、対外的にこの基準を公にしているということは多分ないと思います。
- ○廣松部会長 その意味では、今回この部会で資料という形で出していただいたのは初めてということですね。
- 〇上田総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室長 はい。前回も類似したものを出させてはいただいております。
- ○廣松部会長 ほかにいかがでしょうか。 どうぞ。
- ○北村委員 少し確認したいことがあります。この間も地域差の価格のレポートを送って もらったのですけれども、確認し忘れたのですが、この地域差指数というものを作る時に、 バスケットというものは地域別に作っているのですか。全国で共通していて、それで価格 を違うものにやっているのでしたか。
- ○上田総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室長 フィッシャー型を使っています ので、地域別のものと全国のバスケットを合体させるようなイメージです。
- ○北村委員 そういう形になっているのですね。

そうすると、地域別の需要構造みたいなものも、ある程度は入っているのですか。

- 〇上田総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室長 半分ぐらいは反映されていると 承知しています。
- ○北村委員 分かりました。

それに対応したような特別な品目があれば、それを入れるという理解なのですか。

- ○上田総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室長 価格差を、全国平均価格を作りますので、地域特別の品目というものは頂戴しています。
- ○北村委員 分かりました。
- ○廣松部会長 ほかにいかがでしょうか。 どうぞ。
- ○渡辺専門委員 5年前に議論したことなのでよく覚えていないですけれども、この構造編を作る時に、お金の関係もあって、非常にスケールダウンするということだったわけですが、同時に動向編の予備調査というのでしょうか。そういう色彩も強めるということを議論したような記憶がしております。

そういう観点からしますと、先ほどの絵で示していただいた「めんつゆ」なんかは非常によい例なのだろうと思います。つまり「めんつゆ」が大事だということが構造編で分かったので、それを動向編に昇格させたのですか。そうすると今度は違うものをまた見たい。新たな調査をする余地が出てきたということですので、そういうふうに動向編の予備調査として使われるというのが起きているのはすごくいいことだと思います。

それで結局、そういう使い方を専ら追求するのか。それとも、やはり構造編は構造編で、 従属するような調査ではないというように考えるのか。そこが分かれ道なのではないかと 思います。私は余り、自分自身が構造編を頻繁に使うということはしていないので、その 辺の皆さんの利用状況というものはよく把握できていませんけれども、もし構造編がそれ ほど大きな利用のされ方をしていない。始まったばかりなので何とも言えない部分がある と思うのですが、そういうことであれば、動向編の予備調査みたいな位置づけというのが もっと強まってもいいのかなというように個人的には思います。

少しお聞きしたいのは、構造編について、では今後、あるいは既に、先ほど例えば何とかという法律があって、年金とかの支給で使われていますという話がありましたけれども、そういうタイプの使われ方が構造編についても出てくる可能性は、あるいは既にあるということはあるのでしょうか。

○上田総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室長 すみません。利用状況について、 私は聞いていませんけれども、一応、賃金を使うかどうかというので、人事・恩給局とい うところに確認したところ、地域差は使わないという話は聞いた記憶はあります。

あと、おっしゃったとおり利用状況も、この3つの何とか編と構成されるものの使い道は多分、全然重さが違っていまして、一番使われるのは地域差指数というものがそれなりに御利用されるのだと思うのですが、正直申し上げまして、銘柄別は東京都で数品目だけ

を価格だけとって統計にしますので、非常に軽い調査です。ですから、一概に利用状況で 十把一からげというわけには多分いかないのではないかなとは思います。

○渡辺専門委員 そうすると、例えば銘柄別とか店舗別とか、軽いとおっしゃいましたけれども、特にとりわけ、動向編の予備調査の色彩が強いものについては今回のような御提案に沿うことにして、逆に地域別については多分、余り地域別のこの結果が動向編にはねるということは考えにくいですね。だとすれば、分けて考えることもあり得ると思いますけれども、いかがでしょうか。

- ○上田総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室長 そういうことだと思います。
- ○廣松部会長 ほかにいかがでしょうか。

先ほども申し上げましたとおり、それぞれの調査の選定基準に関して、その妥当性に関しては、今日初めてこういう形で御覧いただきましたので、すぐに御判断いただくのは難しいかと思います。従いまして、この選定基準を今回の調査計画の一環として考えるかどうかはともかく、やはりこの選定基準は今回の変更の基礎になる部分ですので、もう少し詰めたいと思うのですが、もう時間がかなり迫っているようでございますので、この選定基準に関しての議論は次回送りにさせていただきたいとおもいます。

その上で、この選定基準に基づいて調査実施者側が取捨選択したものに関して、それを 総務大臣の一括の変更とするという点に関してはいかがでしょうか。

先ほどの動向編の2番目の論点と同じような形で、結果的にこの構造編の3調査の品目に関しても、審査部局は通らずに、総務大臣の決定で変更を行うことを可能にしたいという計画なのですが、この点はいかがでしょうか。

特にご発言は内容ですが、この点も、やはり時間をかけて御議論いただかなければならない点だと思いますので、今日の段階で最終的な判断は下さず、次回に持ち越させていただきたいと思います。

どうぞ。

○内山総務省政策統括官(統計基準担当)付国際統計企画官 失礼いたします。

先ほどの論点の2つ目の調査名称の整理、それから、今の構造編の整理の中で、統計局がいわゆる審査時間の省力化ということも一つの論点として挙げられておりましたけれども、審査部局として申し上げるならば、一定の基準に沿って、それに沿った対応がなされている案件について、殊更に時間をかけて審査を引き延ばすということはやっておりません。今までもやっていませんでしたし、これからもやるつもりはございませんので、そういった意味で、審査についてあまねく長期間を要するというわけでは決してありませんので、そこだけは御了解いただけると非常にありがたいと考えております。

○廣松部会長 今のコメントと関連して、資料3の12ページの線表に関しても後ほど御覧いただいて、次回に御議論いただきたいと思います。

論点の3に関しましては最終結論まで至りませんでしたが、もう時間となりましたので、 本日の審議はここまでとさせていただきます。 それでは、今日御議論いただいた結果を簡単にまとめさせていただきます。

まず「(1)動向編の調査品目の見直し」の点に関しては、今日御説明いただいた選定基準の解釈あるいは適用の仕方に関して、次回に資料として御提出をいただきたいということ。

それから、これは念のためでございますが、先ほど口頭でいただきました、平成 26 年 7 月の時に軽微案件として処理しました、新規追加をする品目のリストも併せて提出をいただければと思います。

その条件つき、すなわち、次回に資料を提出していただくということですが、動向編の 調査品目の見直しに関しては、結論としては妥当というふうに御判断をいただいたとした いと思います。

続きまして、論点の(2)の、動向編の調査品目の見直しについて。特に名称の変更、名称の整理の部分でございますが、これにつきましても品目名の変更等、特に集計表との関係に関して、もう少し整理をした資料を次回に御提出いただきたいということ。それを踏まえて、名称の変更そのものに関して、もう一度、次回に御議論をいただくということにしたいと思います。

それから「(3) 構造編の調査品目の表記方法の変更」については、御説明をいただき、質疑応答をしていただいたのですが、最終判断をするには至りませんでした。その点に関しては、まず今日お示しいただいた構造編の3つの調査の選定基準、具体的には資料3の $8\sim10$ ページの枠で囲ってあるところですが、そこの部分をもう一度御覧いただいて御判断いただく。それから、12 ページの線表に関しても次回に御議論いただければと思います。

ということで、今日は残念ながら論点の3番目の途中までということになりました。当然のことながら、この調査自身、それから、その集計の一形態としてのCPIには大変強い関心が寄せられているところですので、それらに関しては慎重に御審議いただき、十分御意見をいただいた上で最終判断をしたいというふうに思っておりますので、次回以降も御協力のほどをよろしくお願いしたいと思います。

最後に、皆様方にお願いですが、今、申し上げました点以外に、本日の議論につきまして、後ほどお気づきの点等がございますれば、時間が短くて恐縮ですが、来週の7月7日 火曜日までに事務局まで電子メール等により御連絡をいただければ幸いです。

それでは、次回の部会の日程等につきまして、事務局から連絡をお願いします。

○川原総務省政策統括官(統計基準担当)付副統計審査官 次回の部会ですが、7月 16 日木曜日 10 時から、本日と同じ、新宿区若松町の総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室において 開催することを予定しております。

先ほど部会長からお願いのありました、お気づきの点や次回の部会において必要な資料等がありましたら、準備の都合もありますので、来週の7月7日火曜日までにメール等適宜の方法により、事務局まで御連絡をお願いいたします。

また、会議の冒頭でも申し上げましたが、席上配布資料を1枚配布しております。こち

らにつきましては、大変恐縮ですが、席上に置いておいていただければ幸いです。

また、本日の配布資料につきましては、次回以降の部会においても審議資料として利用 いたしますので、忘れずにお持ちいただきますようお願いいたします。

なお、委員及び専門委員におかれましては、もしお荷物になるようでしたら、席上に残しておいていただければ、事務局において保管の上、次回部会において席上に配布させていただきます。

説明は以上でございます。

○廣松部会長 それでは、本日の部会はこれで終わらせていただきます。 どうもありがとうございました。